

議案第57号

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月19日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和2年10月7日に入事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和2年11月6日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受け木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例（案）

第1条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第57号）

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(手当)	(手当)
第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。	第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額とする。	(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額とする。
第6条・第7条 (略)	第6条・第7条 (略)

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(手当)	(手当)
第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。	第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。	(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額とする。
第6条・第7条 (略)	第6条・第7条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 57 号 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>令和 2 年 10 月 7 日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和 2 年 11 月 6 日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを見て木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告を受け、協議、検討を実施 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度 (令和 2 年度から) 令和 2 年度 : ▲ 157 千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	国家公務員の特別職の給与改定に準じて、改定を行います。	